

昭和二十五年四月二十一日提出
質問第一三二二号

甲府市の都市計画に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月二十一日

提出者 池田峯雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

甲府市の都市計画に関する質問主意書

甲府市錦町一番地穴水某氏は、同町同番地齊木精一氏外一〇名にその所有せる宅地を一〇一坪ずつ分譲し、すでに登記済であるが、たまたま同市の都市計画施行上前記穴水の所有せる宅地（約三、〇〇〇坪あり）の一部三〇〇坪が道路に変更されるに際し、市当局は前記齊木氏等の所有せる宅地が該道路とは全然関係なきにかかわらず、それらの宅地中、それぞれ二〇坪ずつ、計二二〇坪を無断没収し、前記穴水が道路によつて減じた分の補償として與えている。そのために重大な紛争が起つている。

一 右についていかなる法律的根拠があるか政府の所見如何。

二 没収に際し、本人等が拒否したにもかかわらず、塀、菜園等を無法に損壊しているが、その法律的根拠如何。

三 市当局の措置は、前記穴水が勢力家なる故に市当局との間に不正の取引あるいは特に穴水に利益を供與せんとする意図があると思うが、政府の所見如何。

四 都市計画施行については、しばしば右の如き事件を生ずるが、政府が都市計画施行についてとつて
いる一般の方針如何。

右質問する。